

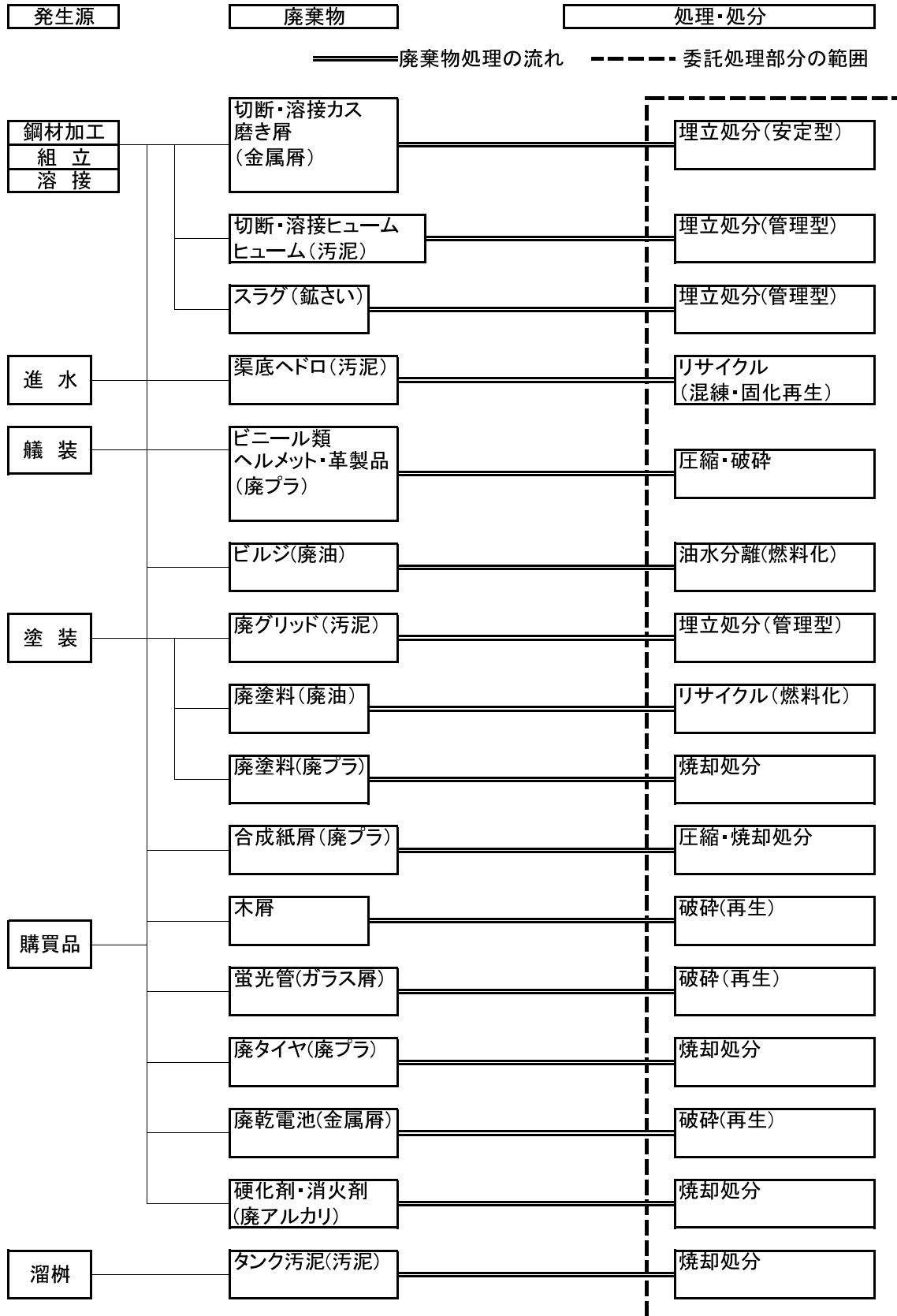
様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
令和 7 年 6 月 20 日	
佐賀県知事 殿	
提出者 住 所 佐賀県伊万里市黒川町塩屋5番地1 氏 名 株式会社名村造船所 伊万里事業所 伊万里事業所長 松永 邦輔 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 0955-27-2265	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	株式会社名村造船所 伊万里事業所
事業場の所在地	佐賀県伊万里市黒川町塩屋5番地1
計画期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	31 輸送用機械器具製造業
② 事業の規模	124,080百万円
③ 従業員数	1,997人(弊社従業員1,084人、協力会社従業員913人)
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙のとおり

当該事業場において現に行っている事業に関する事項(第1面関係別紙)
④産業廃棄物の一連の処理工程

廃棄物処理フロー図



産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
別紙のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 6 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	排 出 量	別紙のとおり t	t
	(これまでに実施した取組) ・ ゴミ分別パトロールの実施 上記パトロールにより、ゴミとリサイクル品の分別を徹底し、廃棄物量の削減に取り組んでいる。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	排 出 量	別紙のとおり t	t
	(今後実施する予定の取組) ・ 現状の継続		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 廃棄物分別表を作成し、周知徹底を図っている。 ・ 定期的なパトロールにより、各現場の分別状況を監視し、分別不良があれば指導を行っている。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 廃プラスチック類を専用のゴミ箱に回収し、リサイクルを行う。

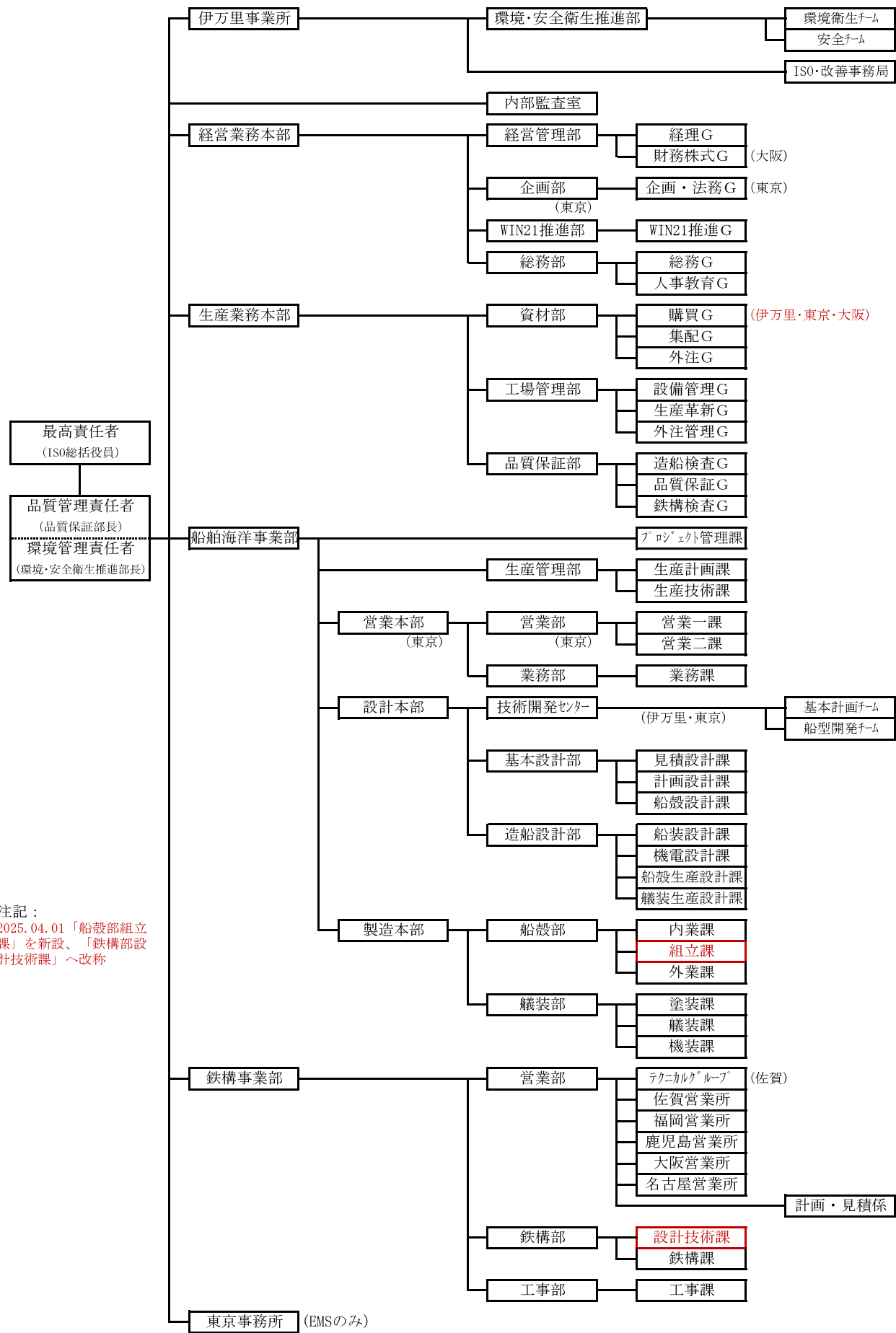
産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項(第2面関係別紙)
(管理体制図)

統括責任者		所 属 : 伊万里事業所	: ISO総括役員
廃棄物担当		組 織 名 : 工場管理部外注管理グループ	: グループリーダー
		組織人数 : 9人	
役割	環境委員会	○事業所の環境保全(廃棄物の減量化、リサイクル、リユース等)への取り組みを活動的に推進するため定期的に委員会を開催する。 ・委員長—ISO総括役員 ・環境管理責任者—環境安全衛生推進部長 ・委員—関連部門長 ・事務局—ISO・改善事務局	
	廃棄物削減対策推進部会	○廃棄物の処理に関する検討 廃棄物の発生抑制、再生利用、中間処理、適正処理の推進、計画的な廃棄物の管理運営を行う上で必要な事項を検討する。 ・部会リーダー : ISO・改善事務局 ・委員 : 関係部門から選任	
	廃棄物処理統括責任者	○環境方針(廃棄物処理方針)の策定 ○廃棄物管理規定(制定、改廃)の承認 ○廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認	
	環境管理責任者	○以下の事を検討し、廃棄物の削減計画を立案する ・廃棄物のリサイクル、リユース化 ・廃棄物の減容(量)化 ・省資源化との連携	
	廃棄物管理担当課長	○廃棄物処理計画の作成 ○廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ○処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理 ○委託契約の締結手続き ○産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物管理票の交付・管理 ○監督官庁への各種報告管理 ○社員、関連会社、協力会社に対する教育、啓発 ○その他関係する事項	

QMS・EMS組織図

作成：2025.04.01

(注) 着色部は、前回からの変更箇所を示す



注記：
2025.04.01「船殻部組立課」を新設、「鉄構部設計技術課」へ改称

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和 6 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産 業 廃 棄 物 の 量	0.000 t	t
	(これまでに実施した取組) これまでに自社で再生利用は行っていない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産 業 廃 棄 物 の 量	0.000 t	t
	(今後実施する予定の取組) 引き続き自社での再生利用を行う予定はない。		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和 6 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産 業 廃 棄 物 の 量	0.000 t	t
	自ら中間処理により減量した 産 業 廃 棄 物 の 量	0.000 t	t
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 産 業 廃 棄 物 の 量	0.000 t	t
	自ら中間処理により減量する 産 業 廃 棄 物 の 量	0.000 t	t
③現状	【前年度（令和 6 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産 業 廃 棄 物 の 量	0.000 t	t
	自ら中間処理により減量した 産 業 廃 棄 物 の 量	0.000 t	t
④計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 産 業 廃 棄 物 の 量	0.000 t	t
	自ら中間処理により減量する 産 業 廃 棄 物 の 量	0.000 t	t

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和 6 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	0.000 t	t
	(これまでに実施した取組) これまでに自社で埋立処分は行っていない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	0.000 t	t
	(今後実施する予定の取組) 引き続き自社での埋立処分を行う予定はない。		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和 6 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	全 処 理 委 託 量	別紙のとおり t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	別紙のとおり t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	別紙のとおり t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	別紙のとおり t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	別紙のとおり t	t
	(これまでに実施した取組) ・委託先への立入調査を実施し、適正処理がされているか評価を行っている。 ・災害等による受入停止リスク低減の為、処理ルートの実線化に取り組んでいる。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	全 処 理 委 託 量	別紙のとおり t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	別紙のとおり t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	別紙のとおり t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	別紙のとおり t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	別紙のとおり t	t
	(今後実施する予定の取組)		
	・現状の継続 ・最終処分量の削減に向け再生処理ルート of 拡大を推進する。		
	※事務処理欄		

様式第二号の八(第八条の四の五関係別紙)
(第4・5面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項													
【前年度（令和6年度）実績】													
①現状	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃アルカリ	廃プラスチック	金属くず	ガラスくず	鉱さい	木くず				
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	t	t	t	t
【目標】													
②計画	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃アルカリ	廃プラスチック	金属くず	ガラスくず	鉱さい	木くず				
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	t	t	t	t
産業廃棄物の処理の委託に関する事項													
【前年度（令和6年度）実績】													
①現状	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃アルカリ	廃プラスチック	金属くず	ガラスくず	鉱さい	木くず				
	全処理委託量	290.830 t	162.450 t	0.350 t	549.390 t	704.420 t	0.390 t	139.540 t	422.430 t	t	t	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	290.830 t	151.020 t	0.350 t	549.390 t	4.150 t	0.390 t	139.540 t	3.700 t	t	t	t	t
	再生利用業者への処理委託量	144.820 t	162.450 t	0.000 t	48.590 t	4.150 t	0.390 t	0.000 t	422.430 t	t	t	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	t	t	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量												
【目標】													
②計画	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃アルカリ	廃プラスチック	金属くず	ガラスくず	鉱さい	木くず				
	全処理委託量	260.000 t	120.000 t	0.300 t	520.000 t	690.000 t	0.350 t	130.000 t	410.000 t	t	t	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	260.000 t	110.000 t	0.300 t	520.000 t	4.000 t	0.350 t	130.000 t	0.000 t	t	t	t	t
	再生利用業者への処理委託量	140.000 t	110.000 t	0.000 t	48.000 t	4.000 t	0.350 t	0.000 t	410.000 t	t	t	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	t	t	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.000 t	0.000 t	0.000 t	170.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	t	t	t	t

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

(1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

(2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。

(3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。

4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。

5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

7 ※欄は記入しないこと。